

様式第5号（第13条関係）

雨水貯留浸透施設の維持管理に関する協定書

静岡市公営企業管理者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、雨水貯留浸透施設について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、次のとおり維持管理に関する協定を締結する。

（対象施設）

第1条 本協定の対象とする施設は、静岡市雨水貯留浸透施設設置等補助金交付要綱（平成19年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受け、設置等を行った雨水貯留浸透施設とする。

（費用負担）

第2条 乙は、雨水貯留浸透施設の設置目的に沿った機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

（指導助言等）

第3条 甲は、施設の維持管理について指導し、又は助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

（管理責任等）

第4条 設置の完了後、施設自体に変形、破損、浮き上がり等が生じ、又は施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じて、甲はその責を負わないものとする。

（施設の存続等）

第5条 乙は、当該施設を7年以上存続させ、及び施設が廃止されない限りにおいて、その保全に努めなければならない。

2 乙は、転居等に伴い雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡しようとするときは、その第三者に対し、当該協定を遵守する必要があることを説明し、その理解を得よう努めなければならない。

（定めのない事項等）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し、決定するものとする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留浸透施設を廃止した日までとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 静岡市葵区七間町15番地の1
氏名 静岡市公営企業管理者

印

乙 住所
氏名

印